

## 9 国への提案・要望

# 宮崎県で発生した「口蹄疫」への対応について（要望）

平成22年4月27日

宮 崎 県 知 事      東国原 英夫

宮 崎 県 議 会 議 長      中 村 幸

宮崎県農業協同組合中央会会長      羽 田 正 治

## 宮崎県で発生した「口蹄疫」への対応について

### (要望要旨)

本県で相次いで発生している「口蹄疫」につきましては、現在、国の全面的なご協力をいただきながら、関係機関・団体が一丸となってまん延防止に向けた初動防疫対策の徹底に取り組んでいるところであり、今後、県内全域の清浄検査を実施するとともに、畜産農家等への総合的な支援対策を検討することとしております。

そのような中で、本県における畜産経営は、飼料価格の高騰や景気低迷等に加え、今回の口蹄疫の発生に伴う家畜等の移動制限等により食肉処理場が閉鎖されるとともに、県全域の子牛セリ市が中止されるなど、極めて厳しい状況となっております。

また、本県畜産は、農業産出額の約6割を占め、生産から流通・加工にいたる裾野の広い産業であり、今回の口蹄疫発生は、畜産農家のみならず、地域経済全体に大きな影響を与えることが懸念されております。

さらには、本県産農畜産物に対して、風評等による取引制限の動きも懸念されることから、消費者等に対する正確かつ適切な情報提供が求められております。

つきましては、畜産関係者の不安を早急に解消し、引き続き本県が、食料供給県として自信を持ちながら、安全・安心な農畜産物を安定的に供給していくためにも、本病の一刻も早い封じ込めに向けて緊急的な対策を確実に実施し、畜産及び関連産業の経営安定と県民生活の維持・確保を図るため、下記の事項について、特段の御配慮をいただくようお願いいたします。

### 記

- 1 早急なウイルス侵入経路の解明を徹底的に行い、抜本的な予防策を講じること。
- 2 今後の防疫対策の徹底や、畜産経営及び関連産業の経営安定に向けた諸対策の実施に当たって、県全域を対象に、臨機応変に対応できるよう、十分かつ柔軟な予算額を確保すること。
- 3 風評被害等の防止に向けた指導を徹底すること。
- 4 口蹄疫の発生に伴い、県や関係機関・団体が要した経費について、特別交付税措置を含む、十分な財政措置を講じること。

口蹄疫現地対策本部長  
農林水産副大臣 篠原 孝 殿

## 口蹄疫被害からの復興に関する要望書

平成22年7月16日

宮崎県知事 東国原 英夫

今回の口蹄疫は、過去に前例のない規模に拡大したことから、その封じ込めに対し膨大な業務や作業を要しておりますが、その間、地元市町やJ A、各関係団体のみならず国や都道府県の獣医師、自衛隊の派遣など関係機関から多大な御支援、御協力をいただいておりますことに、まず、感謝申し上げます。

さて、今回の口蹄疫により畜産やその関連産業、さらには、観光や物産、流通等、本県経済のあらゆる分野に甚大な影響を与え、地域によっては、産業の柱を根本から失うなど経済活動の停滞や雇用、生活への不安、環境対策等、様々な課題が生じています。

こうした状況を一日も早く克服し、本県産業を再生させる道筋を示すとともに、県民の皆様への不安を払拭することが、喫緊かつ最重要の課題であることから、県庁内に復興対策本部を設置するとともに、市町村や経済団体も参加した口蹄疫対策連絡会議を発足させ、官民一体となって口蹄疫被害からの再生・復興に取り組んでいくことといたしました。

しかしながら、本県の財政基盤は元々脆弱な上、地域経済の長期的な低迷による大幅な税収減や今回の口蹄疫に対して講じた緊急措置等の負担、さらに再生復興には相当の年数を要することから、本県財政は、今後、講じる再生・復興対策や新たな行政需要に対し極めて厳しい状況が予想されます。

このような事情を御賢察いただき、本県が受けた口蹄疫被害から早急に立ち直るための再生・復興対策について、格段の御支援をお願いいたします。

なお、口蹄疫からの再生・復興について要望する事項の基本的な考えは以下のとおりですが、個々の要望事項の詳細については、市町村や関係団体と協議しているところでありますので、まとめ次第、提出させていただきます。

## **1 畜産農家及び関連事業者への支援**

今回の口蹄疫により約29万頭の家畜が処分された結果、生産基盤を失った畜産農家の直接的な損失はもちろん、資材・飼料製造業、食品加工、運送業など畜産と密接に関連する産業にも甚大な影響を及ぼしております。

今回の経験を教訓として、二度と同じような事態を起こさないよう再発防止のため今回の災害の原因究明を行うとともに防疫体制の見直しが必要です。その上で、防疫まで想定した産地体制の見直しを行い、全国のモデルケースとして本県の畜産再生を図っていく考えであります。被害を受けた畜産農家が経営再開し、軌道に乗るまでには複数年を要することから、畜産関連産業への影響も長期化することが見込まれます。

加えて、畜産関連産業においては、畜産業が受けた被害に匹敵する経済的影響を受けていますが、直接的な損失補填の措置がなく、経営の継続が困難な事業者も出ています。

このような状況を踏まえると、本県畜産の再生を図るためには、畜産農家や関連事業者に対する全面的な支援が必要となっております。

- 再発防止対策 ～ 原因究明、簡易な診断法の確立、国の防疫体制の見直しなど
- 出荷遅延への対応や価格安定対策
- 畜産再生への支援 ～ 経営再開とそのフォローのための複数年にわたる継続的な支援

- 家畜防疫や飼養衛生管理基準を遵守した新しい畜産経営形態のモデル構築への支援
- 畜産関連事業者の事業継続のための支援 ～ 事業継続資金の無利子融資など
- 畜産や関連事業の従業員が継続雇用されるための制度の弾力的運用及び解雇者等の雇用促進支援
- 食品加工や農商工等連携による取組等、畜産関連事業の六次産業化や新規事業展開、新分野進出への支援と施設整備の支援（冷凍野菜工場など）
- 野生鳥獣害対策 など

## **2 本県のイメージアップとみやざきブランドの回復への支援**

本県の畜産は、肉用牛（和牛）、豚ともに全国第2位の産出額（平成20年度）であり、日本の食料供給基地として重要な役割を果たしていますが、今回の口蹄疫により、本県の畜産物をはじめとするブランドイメージが著しく低下し、さらには、観光や物産を含め、本県そのもののイメージが大きく傷つけられました。

このため、今後、家畜防疫体制や衛生管理体制を見直し、再び同じ被害を出さない生産体制を構築することはもちろんですが、本県の再生・復興を図るためには、本県のイメージアップとみやざきブランドへの信頼回復が、必要不可欠な課題となっています。

- 国による風評被害対策 ～ 本県製品の安全性等のPR、店舗指導の強化
- 農畜産物や観光、物産など本県イメージを回復するためのPR等に対する支援
- みやざきブランドの信頼回復のためのイベントの開催や販路の維持・拡大等に必要販売強化対策への支援

## **3 経済活動等の回復への支援**

本県では、第一次産業や食品加工産業、観光関連産業のウェイトが高く、これらの産業は本県経済全体の動向に大きな影響を与えますが、今回、農・畜産業や食品加工業が大きな打撃を受けたことに加え、イベントの中止や延期などによる観光客数の減少等、畜産や関連産業だけでなく、商工業や観光・物産、その他様々な産業分野に多大な影響を及ぼしています。

このため、県産品の消費拡大・販売促進を図るとともに、中止・延期されたイベント等の再開や本県への誘客、コンベンションの開催による需要喚起等、落ち込んだ本県経済を活性化する手立てを講じることが何よりも重要です。

- 国による需要喚起対策の実施 ～ イベントや会議の開催等、空港着陸料の減免など
- 地域需要の喚起のための支援 ～ プレミアム商品券の発行への支援等
- 需要喚起による観光関連事業者への支援 ～ イベント開催や旅行商品造成等への支援
- 宮崎ナンバートラック利用促進の取組みに対する支援 ～ 風評被害の防止等
- 中小・零細事業者への有利な事業資金の円滑な供給



#### **4 雇用対策への支援**

近年の厳しい経済情勢により本県の有効求人倍率が0.43（平成22年5月）となるなど雇用環境が悪化している中、今回の口蹄疫により大きな打撃を受けた畜産関連の分野を中心に雇用の維持が困難になることが懸念されています。

このため、雇用維持のための支援措置の拡充や緊急的な雇用の創出、離職者に対する職業訓練機会の拡充等により県民生活に大きな不安を与えないよう、より一層、雇用の維持・確保、就労支援が必要です。

- 畜産農家や関連事業者、その他口蹄疫により経営困難になった中小企業等に対する雇用対策（雇用調整助成金等の弾力的な運用）
- 緊急雇用創出事業臨時特例交付金の追加等による雇用創出
- 本県における公共事業（細島港、都城志布志道路等）など経済対策の実施 など

#### **5 地域復興への支援**

今回、特に大きな影響を受けた西都・児湯地域は、畜産産出額が年間400億円（平成18年度）を超えており、これは、都道府県のレベルで見ると静岡県（全国第21位）に匹敵します。県内でも有数の畜産地域の生産基盤が失われ、畜産農家の直接的な損失のほか資材や飼料、食品加工、運送業など畜産と密接に関連する産業、さらには、観光や物産など地域のあらゆる分野にわたり甚大な影響が生じています。また、畜産農家が経営再開し、軌道に乗るまでには複数年を要するため、地域の経済や雇用への影響も長期化し、全体的な地域活力が失われることが懸念されます。

このため、西都・児湯地域については、畜産の再生はもとより道路整備など経済・雇用対策の視点を含め総合的な観点からの復興支援が必要です。

- 西都・児湯地域における経済対策のための事業の実施等  
～ 東九州自動車道の整備等の前倒し、社会資本整備総合交付金や都市再生整備計画事業の交付率の拡充と予算の確保、国の直轄事業（新富バイパス等）の推進
- 畜産に代わる産業の振興 ～ 畜産から耕種園芸に経営転換を図る取組への支援等
- 被災市町村におけるイベント開催等、地域経済の振興に向けた取組みへの支援
- 復興特区の創設 など

#### **6 環境対策への支援**

今回、前例のない規模の家畜処分が行われたことにより、埋却地の悪臭及び周辺地域の水質等への影響が懸念されるため、定期的な環境調査を行うなど、今後、継続的な監視を行い、影響が確認された場合には、適切な措置を講じていく必要があります。

特に、水質が汚染された場合には、新たな水源を確保するなど地域の皆様が安心して生活や農畜産業を営める環境を整備する必要があります。

- 埋却地周辺地域の環境モニタリング調査への支援

- 新たな水源の確保及び浄水施設の改善に対する支援
- 埋却地の陥没対策や悪臭対策、その他土地の適正管理に対する支援
- 埋却地を農地として再生利用するための対策への支援 など

## **7 地域の再生・復興に対する財政支援**

今回の口蹄疫による影響は、発生地域はもとより、観光、流通、製造業等、県内全域のあらゆる分野に及んでおり、以前の県民生活を取り戻すためには相当の期間を要することが想定されますので、今後、口蹄疫からの再生・復興を図っていくためには、国の制度や事業による対策の他、県・市町村における様々な取組みを迅速かつタイムリーに、しかも、ある程度の長期にわたることを想定して継続的に実施していく必要があります。

このため、再生・復興に要する県や市町村の財政負担が多額に上ることが予想されますので、そのような負担に対し、適切かつ十分な財政支援を行うとともに、県や市町村における再生・復興の取組みを円滑に実施することを目的として、本県に再生・復興のための基金を設置したいと考えておりますので、口蹄疫対策特別措置法第23条に基づく地域再生の支援策として当該基金造成に対する支援をお願いします。

- 口蹄疫からの再生・復興に要する地方負担の軽減
- 宮崎県に設置する予定の再生・復興のための基金に対する支援  
～ 口蹄疫対策特別措置法第23条に基づく地域再生の基金として設置



# 口蹄疫復興に関する緊急要望

平成 22 年 8 月 6 日

宮 崎 県

# 目 次

	(頁)
[総 論] .....	1
[個別事項]	
I 畜産農家及び関連事業者への支援	
(全国のモデルとなる安全・安心な畜産経営の構築)	
1 口蹄疫ウイルスの侵入経路の解明と国の防疫体制の見直しについて.....	4
2 口蹄疫発生農家等の経営再開支援及び口蹄疫防疫対策の情報発信の体制構築について.....	5
3 地域を主体とした消毒体制の整備に係る費用について.....	6
4 農場再開に向けた安全・安心確保に係る支援について.....	7
5 口蹄疫防疫体制強化に係る施設の整備対策等について.....	8
6 肉用牛資源供給体制の整備に係る費用について.....	9
7 畜産飼料自給率向上と資源循環型畜産産地の育成に向けた支援の強化について.....	10
8 野生動物に係る口蹄疫の発生の予防及びまん延防止について.....	11
(畜産経営の安定に向けて)	
9 今後の種畜の造成支援について.....	12
10 口蹄疫発生による家畜市場の円滑な再開の支援について.....	13
11 口蹄疫の発生により影響を受けた畜産農家への出荷遅延等の対策について.....	14
12 肉用牛繁殖雌牛更新促進による子牛市場活性化支援について.....	15
(産地構造の転換)	
13 「冷凍加工施設」整備による土地利用型農業への転換及び畑地かんがい施設の 早期完成について.....	16
(その他)	
14 畜産農家や防疫従事者等の「こころと身体のケア」に対する支援について.....	17
15 製材工場等の円滑な操業に向けた支援について.....	18
16 口蹄疫に係る手当金等の非課税化について.....	19
II 本県のイメージアップとみやざきブランドの回復への支援	
17 本県のイメージの回復とみやざきブランドの再生対策について.....	20
III 経済活動等の回復への支援	
18 口蹄疫の影響を受けた中小企業の金融支援について.....	21
19 口蹄疫終息後の観光振興について.....	22
20 運送事業者に対する風評被害の防止等について.....	23

#### IV 雇用対策への支援

- 21 雇用調整助成金等の特例措置について…………… 2 4
- 22 緊急雇用創出事業臨時特例交付金の追加交付について…………… 2 5
- 23 口蹄疫発生地域を支援する国の直轄事業の推進について…………… 2 6

#### V 地域復興への支援

- 24 「復興特区制度」の創設について…………… 2 7
- 25 地域経済復興のための公共事業（県事業）に対する支援について…………… 2 8
- 26 被災市町が取り組む地域振興事業等への支援について…………… 2 9
- 27 東九州自動車道をはじめとする高速道路の早期整備について…………… 3 0
- 28 社会資本整備総合交付金等の交付率の拡充と必要な予算の確保について…………… 3 1
- 29 都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）の交付率の拡充について…………… 3 2

#### VI 環境対策への支援

- 30 環境対策検討委員会の設置・運営に対する支援について…………… 3 3
- 31 埋却地周辺地域の水質環境調査及び飲用水等の確保対策に対する支援について…………… 3 4
- 32 埋却地周辺地域の悪臭調査及び悪臭防止対策について…………… 3 5
- 33 市街地の害虫（ハエ等）対策について…………… 3 6
- 34 口蹄疫に係る埋却地の農地再生利用対策の実施について…………… 3 7

#### VII 地域の再生・復興に対する財政支援

- 35 口蹄疫対策及び復興対策に係る特別交付税について…………… 3 9
- 36 県が設置する口蹄疫復興対策基金（仮称）に対する支援について…………… 4 0

#### VIII その他

- 37 ワクチン接種家畜の汚染物品の消毒に係る費用について…………… 4 2
- 38 へい殺畜等手当金に係る県有家畜の取扱いについて…………… 4 3
- 39 口蹄疫に起因する公共事業の費用増加に対する負担軽減について…………… 4 4

## ( 総 論 )

今回の口蹄疫は、過去に前例のない規模に拡大し、その封じ込めに対して、地元市町やＪＡ、各関係団体のみならず国や都道府県の獣医師、自衛隊の派遣など関係機関から多大な御支援、御協力をいただきましたことに、まず、感謝申し上げます。

お陰様で、４月２０日に口蹄疫が発生して以降、実施しておりました家畜の移動・搬出制限を７月２７日をもって解除することができました。併せて、非常事態宣言も解除いたしました。

しかしながら、今回の口蹄疫により畜産やその関連産業、さらには、観光や物産、流通等、本県経済のあらゆる分野に甚大な影響を与え、地域によっては、産業の柱を根本から失うなど経済活動の停滞や雇用、生活への不安、環境対策等、様々な課題が生じています。

こうした状況を一日も早く克服し、本県産業を再生させる道筋を示すとともに、県民の皆様の不安を払拭することが、喫緊かつ最重要の課題であることから、県庁内に復興対策本部を設置するとともに、市町村や経済団体も参加した口蹄疫対策連絡会議を発足させ、官民一体となって口蹄疫被害からの再生・復興に取り組んでいくことといたしました。

一方で、本県の財政基盤は元々脆弱な上、地域経済の長期的な低迷による大幅な税収減や今回の口蹄疫に対して講じた緊急措置等の負担、さらに再生復興に相当の年数を要することなどから、本県財政は、今後、講じる再生・復興対策や新たな行政需要に対し極めて厳しい状況が予想されます。

このような事情を御賢察いただき、本県が受けた口蹄疫被害から早急に立ち直るための再生・復興対策について、格段の御支援をお願いいたします。

### Ⅰ 畜産農家及び関連事業者への支援

今回の口蹄疫により約２９万頭の家畜が処分された結果、生産基盤を失った畜産農家の直接的な損失はもちろん、資材・飼料製造業、食品加工、運送業など畜産と密接に関連する産業にも甚大な影響を及ぼしております。

今回の経験を教訓として、二度と同じような事態を起こさないよう再発防止のため今回の災害の原因究明を行うとともに防疫体制の見直しが必要です。その上で、防疫まで想定した産地体制の見直しを行い、全国のモデルケースとして本県の畜産再生を図っていく考えではありますが、被害を受けた畜産農家が経営再開し、軌道に乗るまでには複数年を要することから、畜産関連産業への影響も長期化することが見込まれ、関係者は、経済的にも、また、精神的にも相当な負担を負っています。

加えて、畜産関連産業においては、畜産業が受けた被害に匹敵する経済的影響を受けていますが、直接的な損失補填の措置がなく、経営の継続が困難な事業者も出ています。

このような状況を踏まえると、本県畜産の再生を図るためには、畜産農家や関連事業者に対する全面的な支援が必要となっています。

## II 本県のイメージアップとみやざきブランドの回復への支援

本県の畜産は、肉用牛（和牛）、豚ともに全国第2位の産出額（平成20年度）であり、日本の食料供給基地として重要な役割を果たしていますが、今回の口蹄疫により、本県の畜産物をはじめとするブランドイメージが著しく低下し、さらには、観光や物産を含め、本県そのもののイメージが大きく傷つけられました。

このため、今後、家畜防疫体制や衛生管理体制を見直し、再び同じ被害を出さない生産体制を構築することはもちろんですが、本県の再生・復興を図るためには、本県のイメージアップとみやざきブランドへの信頼回復が、必要不可欠な課題となっています。

## III 経済活動等の回復への支援

本県では、第一次産業や食品加工産業、観光関連産業のウェイトが高く、これらの産業は本県経済全体の動向に大きな影響を与えますが、今回、農・畜産業や食品加工業が大きな打撃を受けたことに加え、イベントの中止や延期などによる観光客数の減少等、畜産や関連産業だけでなく、商工業や観光・物産、その他様々な産業分野に多大な影響を及ぼしています。

このため、県産品の消費拡大・販売促進を図るとともに、中止・延期されたイベント等の再開や本県への誘客、コンベンションの開催による需要喚起等、落ち込んだ本県経済を活性化する手立てを講じることが何よりも重要です。

## IV 雇用対策への支援

近年の厳しい経済情勢により本県の有効求人倍率が0.43（平成22年5月）となるなど雇用環境が悪化している中、今回の口蹄疫により大きな打撃を受けた畜産関連の分野を中心に雇用の維持が困難になることが懸念されています。

このため、雇用維持のための支援措置の拡充や緊急的な雇用の創出、離職者に対する職業訓練機会の拡充等により県民生活に大きな不安を与えることがないように、より一層、雇用の維持・確保、就労支援が必要です。

## V 地域復興への支援

今回、特に大きな影響を受けた西都・児湯地域は、畜産産出額が年間400億円（平成18年度）を超えており、これは、都道府県のレベルで見ると静岡県（全国第21位）に匹敵します。県内でも有数の畜産地域の生産基盤が失われ、畜産農家の直接的な損失のほか資材や飼料、食品加工、運送業など畜産と密接に関連する産業、さらには、観光や物産など地域のあらゆる分野にわたり甚大な影響が生じています。また、畜産農家が経営再開し、軌道に乗るまでには複数年を要するため、地域の経済や雇用への影響も長期化し、全体的な地域活力が失われることが懸念されます。

このため、西都・児湯地域については、畜産の再生はもとより道路整備など経済・雇用対策の視点を含め総合的な観点からの復興支援が必要です。



## VI 環境対策への支援

今回、前例のない規模の家畜処分が行われたことにより、埋却地の悪臭及び周辺地域の水質等への影響が懸念されるため、定期的な環境調査を行うなど、今後、継続的な監視を行い、影響が確認された場合には、適切な措置を講じていく必要があります。

特に、水質が汚染された場合には、新たな水源を確保するなど地域の皆様が安心して生活や農畜産業を営める環境を整備する必要があります。

## VII 地域の再生・復興に対する財政支援

今回の口蹄疫による影響は、発生地域はもとより、観光、流通、製造業等、県内全域のあらゆる分野に及んでおり、以前の県民生活を取り戻すためには相当の期間を要することが想定されますので、今後、口蹄疫からの再生・復興を図っていくためには、国の制度や事業による対策の他、県・市町村における様々な取組みを迅速かつタイムリーに、しかも、ある程度の長期にわたることを想定して継続的に実施していく必要があります。

このため、再生・復興に要する県や市町村の財政負担が多額に上ることが予想されますので、そのような負担に対し、適切かつ十分な財政支援を行うとともに、県や市町村における再生・復興の取組みを円滑に実施することを目的として、本県に再生・復興のための基金を設置したいと考えておりますので、口蹄疫対策特別措置法第23条に基づく地域再生の支援策として当該基金造成に対する支援をお願いします。

### 個別要望事項の区分

- |                                       |
|---------------------------------------|
| A 国による実施を要望するもの                       |
| B 国の補助事業を要望するもの                       |
| C 本県に基金を設置し、実施する事業として、基金への財政支援を要望するもの |
| D 県・市町村の事業に対し、特別交付税等による財政支援を要望するもの    |



## 家畜伝染病予防法等の改正等にかかる提案

現在、本県におきましては、検証委員会を設置し、今回の一連の防疫対応等について、公平・公正、中立的かつ客観的な検証を進めているところであり、これまでの検証の中で、感染経路の解明と今後の早期発見システムの構築や、危機管理における国や県等の連携強化、防疫体制の強化と農家の意識向上などの指摘がなされております。

県といたしましては、これまで毎月20日を「一斉消毒の日」と定めるとともに、個々の農家に農場衛生管理マニュアルを配布するなど、すでに改善策に取り組んでいるところでありますが、今後は、全庁的な観点から防疫マニュアルの早急な見直しを進めるとともに、農場情報等の定期的な更新と迅速な処理に向けた情報データベースの構築など、国の検証委員会報告書はもとより、今後とりまとめられる県検証委員会報告書に基づき、改善を図ることとしております。

しかしながら、今後、二度と今回のようなまん延を引き起こさないためには、県独自の取組に加え、関係者が十分に連携しながら、効率的かつ効果的に、口蹄疫防疫対策を実施していくことが不可欠であります。

このため、その対策の根拠となる家畜伝染病予防法等の改正等についても、県の報告書がとりまとめられた後、その内容を踏まえた提案を行うこととしておりますが、これまでの国の現地対策本部や農林水産省との意見交換等、また、県の検証委員会における議論も踏まえ、現時点において必要と考えられる事項について、次のとおり提案いたしますので、十分御配慮いただきますようお願いいたします。

平成22年12月27日

農林水産省消費・安全局長 殿

宮崎県農政水産部長

## 1. 国と地方の役割分担の明確化

- 現在の法制度は法定受託事務であり、防疫方針等については国が決定し、都道府県は国の指示に従って防疫作業を行い、その責任についても基本的には都道府県が負うこととされている。
- 日常的な家畜防疫業務は現行法どおりで妥当であるが、口蹄疫等感染力が強く広範囲に甚大な影響を及ぼすおそれのある法定伝染病が発生した場合には、指揮命令の一貫性、現場の実態に即した迅速な判断等を確保するため、次のいずれかによるなど国と地方の役割分担の明確化を図る必要がある。
  - ・ 国家防疫の観点から国の全面的な責任と判断の下で対策を講じるという考え方に立つならば、国が現地に対策本部を設置し、都道府県、市町村は国の指揮命令下で動く体制とすること。なお、当然のこととして、これに要する経費は、全額国費で負担すること。
  - ・ 本来、国家防疫の観点で対処すべき防疫対策を都道府県の責任と判断で実施するという考え方に立つならば、必要な防疫対策の方針決定権や国の機関等に対する指揮命令権等を知事に付与し、これに要した経費は全額国費で負担するなど実効的な体制とすること。

## 2. 市町村等の役割分担の明確化

- 殺処分、埋却処分は基本的には農家の責任であり、加えて家畜防疫員が行うことができることとされているが、現実には、県、市町村、関係団体等の全面的な協力のもとに実施している。
- 市町村や関係団体等の果たした役割は非常に大きいですが、現行法等においてはこれらの位置づけが明確でない。道路封鎖や消毒ポイントの効果的な設置運営や、埋却地確保のための調整などを円滑に行うため、最も現場に即した判断ができる市町村や関係団体等の役割、権限等を明確化するとともに、その財源の確保についても、法律等において明確にすること。

## 3. 大規模農場における適正な飼養管理の確保等

- 大規模農場で感染が起こった場合、発見が遅れば大量のウイルスを拡散する可能性が高いことや、殺処分や埋却地の確保等で相当な時間を要するなど、感染を拡大させるリスクが高いため、一定規模以上の農場については、飼養衛生管理基準の遵守状況をチェックする報告書の定期的な作成、提出を義務付けるなど、家畜防疫員が日頃から飼養衛生管理の状況をチェックできるシステムを作ること。
- 1農場当たりの飼養頭数に上限を設けることや、飼養頭数に応じた数の管理獣医師の配置の義務付け等を定めること。

#### 4. 殺処分、埋却等の方法や埋却地の確保等

- 殺処分、埋却の方法や埋却地確保の問題は全国共通の課題であり、国において、迅速な処分の方法や用地が不足する場合の埋却に代わる方法の検討等を進めること。
- 円滑な埋却処分のためには近隣住民の同意が不可欠であることを前提とした上で、法律等において近隣住民の協力の義務付け等を定めること。
- 共同埋却地への安全な輸送方法を確立し、マニュアル化すること。

#### 5. 疫学調査の実効性の確保等

- 効果的な防疫対策を講ずるためには、感染原因や感染経路等の疫学調査が極めて重要であることから、発生時及び発生後を通じて実施する発生農場等に対する疫学調査に対し、法律等による強制力を持たせること。
- 疫学調査の実効性や精度を高めるため、定期的な血液の採取やその保存、家畜の飼養状況や診療に関する記録の保存・提出等について、一定のルールを定めること。

#### 6. 早期発見・早期通報の確保

- 現行法による家畜所有者の責任を前提とした手当金の支給率（患畜3分の1、疑似患畜5分の4）については、感染原因や感染経路等が解明されていないなど口蹄疫の防御の困難性を考慮し、さらには早期発見・早期通報を促す観点から、国の負担において全額支給とするなど十分な財政措置を講じること。
- 口蹄疫を発見し、あるいは疑いを抱きながら、また口蹄疫を疑うべき状況・立場にありながら、意図的に通報しなかった者は当然として、見落としあるいは通報を怠った者に対して、手当金の不支給を含めたペナルティー措置を検討すること。

#### 7. 緊急時に柔軟に対処できる防疫方針等のあり方

- 現在、国において防疫方針を決定するに当たっては、第三者委員会を開催し、意見を聴いているところである。
- しかしながら、農家の財産の強制的な処分など極めて高度な判断を含む防疫方針の決定や変更については、刻々と変化する現場の状況に即応した迅速かつ臨機応変な判断が求められることから、緊急時の防疫方針の変更等に適切に対応できるような仕組みを構築すること。

#### 8. 発生時の通行遮断のあり方等

- 口蹄疫発生時に人や物、車の移動による感染拡大のリスクを可能な限り抑えるため、現行法等に基づく発生農場における通行制限、遮断に加え、発生エリアの一定範囲内について、地域の実態に即して市町村等が完全封鎖するなどの通行制限、遮断が可能となるよう法整備を行うこと。
- また、そのための許認可機関や警察等の迅速な対応を可能とする連携協力体制を構築すること。

## 家畜伝染病予防法等の改正等にかかる要望書

本県におきましては、昨年発生した口蹄疫をめぐり一連の防疫対応等について、有識者で構成される検証委員会を設置し、公正かつ客観的な検証を行ったところであり、個々の農家における防疫意識の向上や防疫体制の強化、早期発見・早期通報システムの構築、国と県等との適切な役割分担に基づく連携強化等についての提言が取りまとめられました。

県といたしましては、口蹄疫からの復興に向けて、毎月20日を「一斉消毒の日」と定め、個々の農家に農場衛生管理マニュアルを配布するなど、すでに改善策に取り組むとともに、今後は、農地地図情報システムを活用した家畜防疫モデルシステムの構築や、危機管理の観点から新たな防疫マニュアルの完成に向けて全力で取り組むこととしております。

このような中、韓国においては、昨年から口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザが続発していたことから、本県といたしましても、畜産農家をはじめ関係業者に対し、飼養衛生管理基準の遵守などについて重ねて指導し、細心の注意を払ってきたところですが、本年1月21日に宮崎市で1例目の高病原性鳥インフルエンザが発生し、2月6日までに県内で11例が発生しております。

本県といたしましては、今後二度と家畜伝染病の発生及びまん延を引き起こさない所存ではありますが、そのためには、県独自の取組にとどまらず、関係者が十分に連携しながら、現場の実態に即した防疫対策を効率的かつ効果的に実施していくことが不可欠であると考えております。

このため、本県といたしましては、現在、国において検討が行われている家畜伝染病予防法等の見直しについて、県の検証委員会による提言や本県の一連の貴重な現場経験を踏まえ、次のとおり要望いたしますので、十分御配慮いただきますようお願いいたします。

平成23年2月15日

農林水産大臣 鹿野 道彦 殿

宮崎県知事 河野 俊嗣



## 1. 国と地方の適切な役割分担の明確化

- 家畜伝染病予防法のうち、第3章に規定する「家畜伝染病のまん延防止」に関しては法定受託事務に整理され、防疫方針等については国が決定し、都道府県は国の指示に従って防疫作業を行い、その責任についても基本的には都道府県が負うこととされている。
- 宮崎県口蹄疫対策検証委員会において取りまとめられた調査報告書においては、国と地方の役割分担について、国家防疫の観点から国の全面的な責任と判断の下で対策を講じるという考え方に立つならば、国が現地に対策本部を設置し、都道府県、市町村は国の指揮命令下で動く体制とすること、または、本来、国家防疫の観点で対処すべき防疫対策を都道府県の責任と判断で実施するという考え方に立つならば、必要な防疫対策の方針決定権や国の機関等に対する指揮命令権等を知事に付与し、実効的な体制とすべきであるとの提言がなされているところである。
- この提言を踏まえ、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなど感染力が強く広範囲に甚大な影響を及ぼすおそれのある家畜伝染病が発生した場合には、指揮命令の一貫性、現場の実態に即した迅速な判断等を確保するため、国と地方の適切な役割分担の明確化を図り、迅速な防疫対策を実施することができる仕組みを構築すること。

## 2. 市町村等が果たす役割等の明確化

- 殺処分及び埋却については、基本的には農家の責任で行われるものであり、加えて家畜防疫員が行うことができるとされているが、実際には、県のみならず、市町村や関係団体等の全面的な協力のもとに実施されている。
- 市町村や関係団体等の果たす役割は非常に大きいものであるが、現行法等においてはこれらの位置づけが明確でない。道路封鎖や消毒ポイントの効果的な設置運営や、埋却地確保のための調整などを円滑に行うため、最も現場に即した判断ができる市町村や関係団体等の役割、権限等を明確化するとともに、その財源の確保についても明確化すること。

## 3. 現場の実態に即した防疫方針の決定

- 防疫方針については、海外の発生状況や科学的知見・技術の進展などを常に把握し、あらゆる事態を想定した最新・最善のものとなるよう、定期的に見直しを行うとともに、実際に現場で防疫対策を実施する都道府県等の意見を十分に反映したものとすること。
- また、現在、国において防疫方針を決定するに当たっては、第三者委員会を開催し、意見を聴いているところであるが、農家の財産の強制的な処分など極めて高度な判断を含む防疫方針の決定や変更にあたっては、時々刻々と変化する現場の実態に即した迅速かつ臨機応変な判断が求められることから、緊急時の防疫方針の変更等に適切に対応できるような仕組みを構築すること。
- 防疫方針の見直しにあたっては、感染がまん延した場合には一定の範囲を定めて予防的な殺処分を行う等の手法の検討が含まれることを明記するとともに、制限区域の設定や、制限区域内の食肉処理場の閉鎖等について、畜種、疾病の態様に応じた適切な基準となるよう見直しを行うこと。



#### 4. 国による財政負担

- 国が定める防疫方針に基づいて、県や市町村、関係団体等が実施する具体的防疫措置の実施に必要な経費については、全額国庫負担とするとともに、家畜伝染病予防費負担金で一括計上できるように整理するなど円滑な防疫措置の実施が確保できる制度とすること。

#### 5. 早期発見・早期通報の確保

- 現行法における発生農場の責任を前提とした手当金の支給率（患畜3分の1、疑似患畜5分の4）については、海外悪性伝染病の感染原因や感染経路等が明確に解明されていないなど農場における防御の困難性を考慮し、さらには早期発見・早期通報を促す観点から、国の負担において全額支給とするなど十分な財政措置による見直しを行うこと。
- また、家畜伝染病の患畜又は疑似患畜を発見し、あるいは疑いを抱きながら、また家畜伝染病を疑うべき状況・立場にありながら、意図的に通報しなかった者は当然として、見落としあるいは通報を怠った者に対して、手当金の不支給を含めたペナルティー措置を強化すること。

#### 6. 大規模農場における適正な飼養衛生管理の確保等

- 一定規模以上の農場で感染が起こった場合、発見が遅れば大量のウイルスが拡散されるおそれがあることや、殺処分や埋却地の確保等で相当な時間を要するなど、感染を拡大させるリスクが高い。このため、一定規模以上の農場については、飼養衛生管理基準の遵守状況をチェックする報告書の定期的な作成、提出を義務付けるなど、家畜防疫員が日頃から飼養衛生管理の状況をチェックできるシステムを構築すること。
- 1農場当たりの飼養頭数に上限を設けることや、飼養頭数に応じた数の管理獣医師の配置の義務付け等を定めること。

#### 7. 畜産関連事業者が留意すべき事項等の明確化

- 現行の飼養衛生管理基準については、基本的には個々の農家の遵守事項を定めたものであるが、複数農場に出入りする飼料や家畜等の運搬業者、死亡獣畜処理業者、集乳業者、獣医師、人工授精師、削蹄師などの畜産関連事業者についても、農場や畜舎への出入りに際しての消毒を義務付けるなど、家畜伝染病の発生及びまん延を防止するために必要な留意事項等を明確化すること。

#### 8. 殺処分、埋却等の方法や埋却地の確保等

- 殺処分、埋却等の方法や埋却地の確保対策については、全国共通の課題であることから、国において、迅速な方法や用地が不足する場合の代替策について検討等を進めること。
- 現場の実態を踏まえれば、円滑な埋却処分のためには、近隣住民の理解にとどまらず、同意が不可欠であることから、法律等において近隣住民の協力の義務付け等を定めること。
- 共同埋却地への安全な輸送方法を確立し、マニュアル化すること。



## 9. ワクチン接種を含めた予防的殺処分の特例

- ワクチン接種を含めた予防的殺処分については、一定の範囲内の全ての対象動物に対して実施することとなるが、展示動物や希少価値を有する家畜などについては、検査を継続するなど一定の条件を満たした上で、特例的にワクチン接種や予防的殺処分から除外することができるよう法律において明確に措置すること。

### 10. 発生時の通行制限等の拡大

- 感染力が強く広範囲に甚大な影響を及ぼすおそれのある家畜伝染病の発生時に人や物、車の移動による感染拡大のリスクを可能な限り抑えるため、現行法等に基づく発生農場における通行制限又は遮断に加え、発生エリアの一定範囲内について、地域の実態に即して市町村等が完全封鎖することができるなどの仕組みを構築すること。
- また、高病原性鳥インフルエンザの発生時においても、現行法第15条に基づく通行の制限又は遮断が可能となるよう措置すること。

### 11. 補償における不公平感の解消

- 昨年、本県において発生した口蹄疫の対応においては、農業災害補償法による家畜共済金の支払の対象となる疑似患畜発生農家と支払の対象とならないワクチン接種農家との間で大きな不公平感が発生した。
- このため、現行法の見直しによって国の負担において手当金の全額支給を実現する場合には、家畜共済金の取扱いなど、農家間で不公平感が生じない仕組みを構築すること。

### 12. 水際対策の強化

- 我が国は島国であることから、国内への海外悪性伝染病の侵入を防止するためには、水際対策が重要である。このため、渡航者や海外から入国する者のうち、畜産関係者及び一定期間内に畜産農場へ立ち入った者の申告制度、携帯品等の消毒など、防疫先進国並の水際対策の強化を図ること。

### 13. 疫学調査の実効性の確保等

- 効果的な防疫対策を実施していくためには、感染原因や感染経路等の疫学調査が極めて重要であることから、発生時及び発生後を通じて実施する発生農場等に対する疫学調査に対し、法律等による強制力を持たせること。
- 疫学調査の実効性や精度を高めるため、家畜の飼養状況や診療に関する記録の保存・提出等や、一定規模以上の農場にあっては、さらに定期的な血液の採取及びその保存について、一定のルールを定めること。

## （2）口蹄疫からの再生・復興について

### 【提案・要望の要旨】

本県における口蹄疫からの再生・復興の取組に対して、国として引き続き適切かつ柔軟な支援を行うとともに、家畜伝染病予防法の改正を踏まえて、防疫指針、飼養衛生管理基準が現場の実態に即したものとなるよう、早急に見直しを行うこと。

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 本県における口蹄疫からの再生・復興の取組に対して、国として引き続き適切かつ柔軟な支援を行うこと。
- 2 疑似患畜の確定前に県が準備した防疫措置に要する経費については、国の助成対象とすること。
- 3 家畜伝染病予防法の改正を踏まえて、防疫指針、飼養衛生管理基準が現場の実態に即したものとなるよう、早急に見直しを行うこと。

### 【提案・要望の理由】

- 1 本県における口蹄疫からの再生・復興に対しては、国において新たな基金の設置による補助金の創設や県基金に対する交付税措置等が講じられたところである。  
しかしながら、口蹄疫による被害は甚大であり、今後の再生・復興に当たっては、今回の支援措置を有効活用しながら最大限の努力をしていくものの、今後の再生・復興の中で新たな課題が生じた場合などは、国による柔軟な対応が必要となる。
- 2 国が示した疑似患畜の確定後24時間以内の殺処分を確実に実施するためには、疑似患畜の確定前に必要な防疫措置について準備することが不可欠であり、それに要する経費については、国による助成が必要である。
- 3 防疫措置については、今回の家畜伝染病予防法の改正において、改正前と同様、法定受託事務という一定の整理がなされたところであるが、具体的な防疫方法、役割分担等については防疫指針、飼養衛生管理基準に委ねられている。  
このため、実効性のある防疫体制を構築するためには、防疫指針、飼養衛生管理基準が現場の実態に即したものとなるよう、早急に見直しを行う必要がある。

（提案・要望先）農林水産省

（県所管部局）農政水産部